

多文化共生に関する催し・募集

日本語ボランティア養成講座の開催

☎2月3日(日) 午前11時～午後0時30分、2月10日(日)・2月17日(日) 午前10時～正午(全3回)
☀やしお生涯学習館セミナー室1
☎日本語を教えるボランティア経験がある方、またはボランティア養成講座を受講した方
☎日本に暮らす外国人の現状や課題、日本語ボランティアの実践講習
☎20人程度(申込順)
☎無料
☎1月15日から1月31日までに電話・電子メールで市民協働推進課(メールアドレスshiminkyodo@city.yashio.lg.jp)へ

国際交流フェアの開催

外国人住民と地域住民が交流を図り、共助できる環境づくりを推進するために、市民団体と協働で開催します。
☎2月3日(日) 午前10時～午後3時
☀やしお生涯学習館
☎ステージショー、各国展示紹介、民族衣装試着体験会、日本語学習コーナー、模擬店など
☎無料(一部実費負担あり)



八潮市多言語サポーターの募集

☎18歳以上(高校生を除く)の日本国籍または、就労可能な在留資格のある外国籍の方で、日本語および外国語で、日常会話以上の語学力のある方
☎公共施設内における通訳および市が作成する文書などの翻訳
謝礼金 通訳＝1回あたり(おおむね2時間)2,000円(交通費を含む)、翻訳＝A4サイズ1枚(1,200字程度)あたり1,000円
☎八潮市多言語サポーター登録申請書(市内公共施設または市ホームページで入手)を窓口または郵送で市民協働推進課へ

多文化共生キーパーソンの募集

外国人住民と行政の間で情報提供や相談役となる方を募集しています。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ワンナイトステイの受け入れ家庭の募集

外国人の日本語教師が、1泊2日のホームステイを体験する受け入れ家庭を募集しています。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

多文化共生社会とは

市では、さまざまな国や民族などの文化や習慣を理解し、地域社会の一員として共に生活できるよう、多文化共生社会の実現を目指しています。

違いを理解し、認め合うという考え方です。
市は、今後も交流を深めるさまざまな活動を支援して、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

現在の取り組み

●多言語表記の充実
ごみカレンダー、避難所誘

導看板などを多言語で表記することにより、誰でも利用しやすい環境を提供しています。
また、市ホームページは多言語翻訳機能により、さまざまな言語で利用できます。
●日本語教室の開催
市内では、市民ボランティアによる日本語教室を開催しています。
※開催日時など、詳しくは、お問い合わせください。



日本語教室の様子

☎市民協働推進課 ☎328

多文化共生社会の実現にむけた取り組み

意見募集

- ①八潮市地域公共交通協議会規則(案)
☎交通防犯課 ☎397 メールアドレスkotsubohan@city.yashio.lg.jp
②第2次八潮市都市農業振興基本計画(案)
☎都市農業課 ☎299 メールアドレスagri@city.yashio.lg.jp
③八潮市庁舎建設基本計画(素案)
☎アセットマネジメント推進課 ☎845 メールアドレスchosha-seibi@city.yashio.lg.jp

1. 計画の公表

市役所(840情報資料コーナー)、駅前出張所、八幡図書館、八条図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、エイトアリーナ、保健センター、八潮メセナ、やしお生涯学習館、寿楽荘、すえひろ荘、コミュニティセンターおよび市ホームページでご覧ください。

また、各担当課で貸し出しを行います。

2. 募集期間

①は1月25日(必着)まで、②は2月8日(必着)まで、③は1月18日から2月18日(必着)まで

3. 対象者

- 次のいずれかに該当する方
▼市内に住所を有する方
▼市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
▼市内の事務所または事業所に勤務する方
▼市内の学校に在学する方
▼各計画(案・素案)・規則(案)に利害関係を有する方
▼本市に対して納税義務を有する方(③のみ)

4. 提出方法

①は「八潮市地域公共交通協議会規則(案)に対する意見」、②は「第2次八潮市都市農業振興基本計画(案)に対する意見」、③は「八潮市庁舎建設基本計画(素案)に対する意見」と明記(メールの場合は件名に)し、住所、氏名を記入のうえ、窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで各担当課へ

5. 意見の公表

提出された意見などは、市の考えを付して、内容を公表します(住所・氏名は公表しません)。なお、類似の意見はまとめて公表することがあります。また、意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。

八潮市中小企業退職金共済掛金補助制度

市では、「中小企業退職金共済制度」または「八潮市商工会特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に対し、掛金の一部を補助します。
☎市内の事業者で次のすべての要件を満たす方
▼市内に事業所を有し1年以上事業を継続しており、かつ補助金申請時も事業を行っていること▼従業員が50人以下であること▼補助金交付申請時に納期が到来した市民税を完納していること
補助期間 新規加入契約月から24カ月間
補助対象経費 平成30年1月(または加入月)から12月(または補助期間満了月)までに支払った掛金で補助期間内のもの。
補助額 従業員が5人までの事業所は掛金の30パーセント、6人から50人までの事業所は掛金の20パーセント(ただし、掛金は月額5,000円を限度として計算)
☎1月15日から25日までに商工観光課窓口(☎274)へ